

11 鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）が与えられていることに対して課税されるものです。

● 納める人

道内に石炭、硫黄、石油、天然ガスなどの鉱区を持っている鉱業権者

● 納める額

区 分		税率（面積100アールごと）
砂鉱を目的としない鉱区	採掘鉱区	年額 400円
	試掘鉱区	年額 200円
砂鉱を目的とする鉱区		年額 200円
石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	採掘鉱区	年額 400円×2/3
	試掘鉱区	年額 200円×2/3

● 申告と納税

▶ 申告

鉱業権の設定や変更などの登録をしたときは、その登録の日から10日以内に申告します。

▶ 納税

納税通知書により5月に納めます。

年途中で鉱業権を設定したときは、納税通知書により別に指定した納期限までに納めます。

12 道固定資産税

この税金は、土地・家屋・償却資産の所有に対して課税されるもので、本来、市町村税ですが、大規模な償却資産については、税源の偏在を是正するために市町村に一定の課税限度額が設けられており、この限度額を超える部分は、市町村の固定資産税に代わり道固定資産税が課税されます。

● 納める人

大規模の償却資産の所有者

● 納める額

賦課期日現在における大規模の償却資産の価格のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額の1.4%

● 申告と納税

▶ 申告

大規模の償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などを1月31日までに市町村に申告します。ただし、所在が複数の市町村にまたがるときは、道に申告します。

▶ 納税

納税通知書により、年4回（4月、7月、12月、2月）に分けて納めます。

13 狩猟税

この税金は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税であり、狩猟者の登録を受けることによって、狩猟ができる資格を得ることに對して課税されるものです。

● 納める人

道内で狩猟をするため、狩猟者の登録を受ける人

● 納める額

区 分		税 率
第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	個人道民税の所得割額を納める人	年額 16,500円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）	年額 11,000円
網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	個人道民税の所得割額を納める人	年額 8,200円
	上記以外の人（控除対象配偶者、扶養親族を除く。）	年額 5,500円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人		年額 5,500円

(注) 次の措置が令和6年（2024年）3月31日まで講じられます。

- 対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者の従事者には、狩猟税は課されません。
- 狩猟者登録を申請する日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合における狩猟税の税率は2分の1になります。

14 核燃料税

この税金は、泊原子力発電所周辺地域の住民の安全対策のほか、基幹産業である農業・水産業の振興や道路整備などに対応するため、道が独自に課税している法定外普通税であり、発電用原子炉への核燃料の挿入及び原子炉を設置して行う発電事業に対して課税されるものです。

● 納める人

発電用原子炉の設置者（北海道電力株）

● 納める額

▶ 価額割：**発電用原子炉に挿入された核燃料の価額** × **税率8.5%**

▶ 出力割：1課税期間（3か月分）につき発電用原子炉の熱出力（※）（千kw当たり）× 37,750円（価額割に換算するとおおよそ8.5%の税率に相当します。）

※ 熱出力とは、原子炉の能力を表す一定の数値で、泊原子力発電所の熱出力は3基合計で5,960千kw

● 申告と納税

▶ 価額割：核燃料を挿入した日から起算して2か月後の月末までに申告して納めます。

▶ 出力割：課税期間（3月～5月、6月～8月、9月～11月、12～2月）の末日の翌日から起算して2か月を経過する日までに申告して納めます。

15 循環資源利用促進税

この税金は、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進などの施策を推進するために要する経費に充てられる法定外目的税であり、平成18年（2006年）10月1日から導入しています。

● 納める人

産業廃棄物を排出する事業者

- ▶ 委託処分（※1）の場合は、最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、最終処分業者が処分料金と一緒に税金を受け取り、四半期ごとに取りまとめて道に納めます。
- ▶ 自己処分（※2）の場合は、排出事業者が自ら設置する最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、その排出事業者が、四半期ごとに、直接、道に税金を納めます。

※1 委託処分とは、最終処分業者（※3）が、排出事業者からの委託を受けて、産業廃棄物の埋立処分を行うことをいいます。

※2 自己処分とは、排出事業者が、自ら排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場で埋立処分を行うことをいいます。（中間処理業者が、中間処理後の産業廃棄物を自ら設置する最終処分場で埋立処分を行う場合も含まれます。）

※3 最終処分業者とは、産業廃棄物処分業の許可を受けている者や市町村のうち、産業廃棄物の埋立処分を業又は事務として行う者のことです。

● 納める額

最終処分場へ搬入される産業廃棄物1トンにつき1,000円

● 申告と納税

最終処分業者などが、四半期分をまとめて申告して納めます。

対象期間	申告と納税の期限	対象期間	申告と納税の期限
1月1日から3月31日まで	4月末日	7月1日から9月30日まで	10月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日	10月1日から12月31日まで	1月末日